

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

のれんの償却

Q : のれんの処理が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A : 企業会計の処理が改正され、負ののれんは一定の要件の下時に利益計上することとされました。

【解説】

さきごろ公表されました「企業結合（合併）に係る会計基準」では、被合併法人の資産・負債を帳簿価額で引き継ぐ「持分プーリング法」が廃止とされ、時価で受け入れる「パーチェス法」に一本化することとされています。

そして、パーチェス法が導入されることとなりますと合併時には、原則として、どの場合ものれんが生じることとなることから、のれんの償却方法についても次のように見直しがされています。

〔改正前〕

正ののれんも負ののれんも20年以内に償却

〔改正後〕

正ののれん・・・20年以内に償却

負ののれん・・・一定の要件の下、負ののれんが生じた事業年度の利益として処理

ただし、税務では、これに合わせて改正をしていませんので、従来どおり次のような取扱いになっていますので、申告時に調整することになります。

- ・ 正ののれん・・・5年で均等償却
- ・ 負ののれん・・・5年で均等償却

